

相模原市

更新年月日：令和5年4月1日

ホームページ： <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>
 特定行政庁の設置（昭和46年）

確認申請窓口	開発許可等窓口	消防担当窓口
まちづくり推進部 建築審査課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 TEL： 042-769-8255 FAX： 042-757-6859	まちづくり推進部 開発調整課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 TEL： 042-769-8250 FAX： 042-757-6859	消防部 予防課 〒252-0239 相模原市中央区中央 2-2-15 TEL： 042-751-9133 FAX： 042-786-2472

建築基準法に基づく条例	相模原市建築基準条例／相模原市建築許可等取扱規則			
定期報告対象建築物の概要	報告周期 3年毎 ※1	報告周期 毎年 ※1		
	用途	報告の対象となる建築物※2、※3	用途	報告の対象となる建築物 ※2
	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く）	①当該用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途(客席部分)の床面積の合計が200㎡以上のもの ③当該用途の主階が一階にないもの(観覧場を除く) ④当該用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く）	当該用途の床面積の合計が100㎡を超えるもの
	公会堂、集会場	①当該用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途(客席部分)の床面積の合計が200㎡以上のもの ③当該用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの	/	
	病院、ホテル、旅館		病院、ホテル、旅館	当該用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの(避難階以外の階に当該用途があるものに限る)
	有床診療所	①当該用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの(病院・有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。) ③当該用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの	/	
	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)		建築基準法施行令第19条に規定する児童福祉施設等(※入所者の宿泊施設を備えるものに限る。)	当該用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの(避難階以外の階に当該用途があるものに限る)
	高齢者・障害者等の就寝の用に供する用途 ※4			
	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 ※5	①当該用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上のもの	/	
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	①当該用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	当該用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上のもの ④当該用途(100㎡を超える部分)が地階にあるもの	/		
※1 報告周期が毎年と3年毎の両方に該当する建築物の場合、報告周期は毎年です。 ※2 各用途の床面積100㎡超200㎡以下で階数が2以下のものを除く。 ※3 該当する用途の部分が避難階のみにあるものは対象外です。 ※4 詳細はホームページ等でご確認ください。 ※5 学校に附属するものを除きます。				

中間検査制度の概要	用途		規模		
	(1)定期報告対象建築物(上記参照)		(上記参照)		
	(2)住宅(兼用住宅、長屋、共同住宅等も含む)		50㎡超		
<p>※ (1)において法第 85 条第 5 項又は第 6 項に規定する許可を受けた仮設興行場等に該当するときは、中間検査を行わないことができる。</p> <p>※ (2)において次のいずれかに該当するときは、中間検査を行わないことができる。</p> <p>ア 法第 68 条の 11 に規定する型式部材等の製造者が製造する当該型式部材等を有する建築物</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物</p> <p>ウ 独立行政法人住宅金融支援機構から建設に必要な資金の貸付けを受ける建築物で現場検査(中間期)を受けるもの</p> <p>エ 一般財団法人住宅保証支援機構が実施する住宅性能保証制度に係る現場検査を受ける建築物</p> <p>オ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 19 条第 1 号及び第 2 号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物</p>					
積雪荷重	区	区域	垂直積雪量		
	緑区	相原、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本、二本松、橋本、橋本台、東橋本、元橋本町	35cm		
		上記以外の区域	40cm		
	中央区	区内全域	35cm		
南区	区内全域	35cm			
法第 22 条の指定	全域(城山・津久井・相模湖・藤野地区の一部を除く。)				
法第 52 条第 8 項	全域適用除外				
日影規制	用途地域	規制される建築物	敷地境界から 10m 以内	敷地境界から 10m 超	測定水平面
	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、用途地域の指定のない区域(※一部除外区域あり)(※都市計画区域外を除く)	軒高 7m 超 または 地階を除く 階数 3 以上	3 時間	2 時間	1.5m
	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域	高さ 10m 超	3 時間	2 時間	4.0m
	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域		4 時間	2.5 時間	
	近隣商業地域		5 時間	3 時間	
	用途地域の指定のない区域(都市計画区域外)		4 時間	2.5 時間	
<p>※用途地域の指定のない区域で、市街化区域とされている区域及び相模原市建築基準条例第 59 条の 16 第 1 項各号に掲げられている特別地域等においては適用除外</p> <p>・日影図作成時における北緯の設定は、現地測定による数値か「36 度」としてください。</p>					

その他の事項(市ホームページからのご案内)	
<p>白地地域における建築形態制限</p>	<p>★トップページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ 市政情報（画面右上部） ＞ まちづくり・環境 ＞ まちづくり ＞ 土地・開発・建築・都市景観 ＞ 【建築・都市景観】 建築確認に関する審査・検査等について ＞ 用途地域の指定のない区域等における建築形態制限の指定について <p>ページアドレス (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/kaihatsu/1004764.html)</p>
<p>さがみはら地図情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路・下水 <ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳平面図 ・下水道施設台帳平面図 ・河川現況台帳平面図 外 ●都市計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画指定状況図等 ・建築基準法道路種別（指定道路図） ●埋蔵文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地 ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・地形図 	<p>★トップページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ 市政情報（画面右上部） ＞ まちづくり・環境 ＞ 道路 ＞ アプリ・地図情報 ＞ さがみはら地図情報（Web公開型GIS）について ＞ さがみはら地図情報（外部リンク） <p>ページアドレス(https://sagamihara.geocloud.jp/webgis/?p=1)</p>
<p>市の条例、規則等</p>	<p>★トップページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ 市政情報（画面右上部） ＞ 政策・条例・選挙 ＞ 条例・規則等 ＞ 相模原市例規集（条例・規則等）（外部リンク） <p>ページアドレス (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/reiki/index.html)</p>
<p>建築確認に関する審査・検査等について</p>	<p>★トップページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ 市政情報（画面右上部） ＞ まちづくり・環境 ＞ 土地・開発・建築・都市景観 ＞ 【建築・都市景観】 建築確認に関する審査・検査等について （*必要な項目を選択してください。） <p>ページアドレス (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/kaihatsu/index.html)</p>
<p>埋蔵文化財</p>	<p>★トップページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ スポーツ・観光・文化（画面右上部） ＞ 【文化芸術】 ＞市の取組 ＞ 史跡・文化財 ＞ 埋蔵文化財（*届出等のダウンロードもできます。） <p>ページアドレス (https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankou/bunka/1022295/bunkazai/index.html)</p>

建築・開発等に係る関係窓口一覧

※地域によって、窓口が異なることがあります。→

* 相 : 緑区(城山・津久井・相模湖・藤野地区を除く)、 中央区、南区の受付窓口	
* 城 : 城山地区の受付窓口	* 津 : 津久井地区の受付窓口
* 湖 : 相模湖地区の受付窓口	* 藤 : 藤野地区の受付窓口

1. 開発関係

開発調整課 (本庁舎第1別館4階)

TEL : 042-769-8250

FAX : 042-757-6859

- ・都市計画法第29条の開発行為の許可(有無を含む。)及び敷地面積が500㎡(津久井・相模湖・藤野地区については1000㎡)以上の場合の協議に関する事。
- ・開発許可を受けた開発区域内の建築制限に関する事。
- ・開発許可を受けた開発区域内の予定建築物以外の建築制限に関する事。
- ・市街化調整区域のうち、開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限に関する事。
- ・相模原市開発事業基準条例に関する事。

2. 都市計画、地区計画、建築協定関係

都市計画課 (本庁舎第1別館4階)

TEL : 042-769-8247

FAX : 042-754-8490

- ・都市計画施設及び市街地開発事業地内における都市計画法第53条に基づく建築等の許可に関する事。
- ・区域区分、用途地域、防火地域・準防火地域及び都市計画道路等の指定に関する事。
(計画地に区域区分、用途地域又は都市計画道路などの境界がある場合の調査等)
- ・生産緑地地区に関する事。
- ・建築協定及び地区計画に関する事。

都市整備課 (本庁舎第1別館3階)

TEL : 042-769-8259

FAX : 042-754-8490

- ・南相模原第5地区土地区画整理事業施行区域内(都市計画施設に係るものを除く。)における都市計画法第53条に基づく建築等の許可に関する事。
- ・花ヶ谷戸地区に係る土地区画整合法第76条の許可に関する事。

麻溝台・新磯野地区整備事務所 (本庁舎第1別館3階)

TEL : 042-769-9254

FAX : 042-754-8490

- ・麻溝台・新磯野第一整備地区に係る土地区画整合法第76条の許可に関する事。

3. 建築許可、条例、要綱関係

建築審査課 (全域) (本庁舎第1別館4階)

TEL : 042-769-8255

FAX : 042-757-6859

- ・建築基準法及び相模原市建築基準条例に関する事(建築政策課の所管事務を除く)。
- ・指定確認検査機関との調整に関する事。
- ・建築基準法の道路に関する事(道路幅員等の確認は、各土木事務所)。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、届出、認定に関する事。
- ・建築基準法第12条第1項及び第3項の報告に関する事。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する事。
- ・長期優良住宅建築等計画の認定に関する事。

建築政策課（全域）（本庁舎第1別館4階）	TEL：	FAX：
<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法・相模原市建築基準条例に規定する許可及び認定に関すること。 ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例・バリアフリー法第17条の認定に関すること。 ・相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に関すること。 ・相模原市特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例に関すること。 ・相模原市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準に関すること。 ・相模原市ホテル等建築の適正化に関する条例に関すること。 ・相模原市斎場の設置に関する指導基準に関すること。 ・建設リサイクル法に関すること。 	042-769-8253	042-757-6859
<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画及び景観条例に関すること。 ・屋外広告物条例に関すること。 	042-769-9252	
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に関すること。 	042-769-8252	

住宅課（本庁舎第1別館2階）	TEL：042-769-9817	FAX：042-751-9674
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅に関すること。 		

4. 道路関係

道路計画課（本庁舎第1別館3階）	TEL：042-769-8374	FAX：042-769-5822
<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業の整備計画、直轄国道（16号、20号、圏央道）の調整に関すること。 		

道路整備課（本庁舎第1別館3階）	TEL：042-769-8360	FAX：042-769-5822
<ul style="list-style-type: none"> ・国道（16号、20号、圏央道は除く。）、県道、都市計画道路及び幹線市道の整備や改良などに関すること。 		

緑土木事務所 相城（緑区合同庁舎5階）	TEL：042-775-8817	FAX：042-700-7018
津久井土木事務所 津湖藤（津久井総合事務所別館2階）	TEL：042-780-1415	FAX：042-780-1481
中央土木事務所 相（本庁舎第1別館2階）	TEL：042-769-8265	FAX：042-754-1068
南土木事務所 相（南区合同庁舎4階）	TEL：042-749-2214	FAX：042-744-2751

<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路の協議に関すること（狭あい道路に関する協議書の提出）。 ・後退部分の寄附に基づく道路の整備に関すること。 		
---	--	--

緑土木事務所 相城（緑区合同庁舎5階）	TEL：042-775-8817	FAX：042-700-7018
津久井土木事務所 津湖藤（津久井総合事務所別館2階）	TEL：042-780-1415	FAX：042-780-1481
中央土木事務所 相（本庁舎第1別館2階）	TEL：042-769-8375	FAX：042-754-1068
南土木事務所 相（南区合同庁舎4階）	TEL：042-749-2212	FAX：042-744-2751

<ul style="list-style-type: none"> ・国道（16号、20号、圏央道は除く。）、県道及び市道の路線名、境界等の確認に関すること。 <p> ≪緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区、城山地区の一部を除く。）、中央区、南区については、各土木事務所に設置されたタッチパネル及び「さがみはら地図情報」（https://sagamihara.geocloud.jp/webgis/?p=1）で、道路台帳平面図の閲覧及び印刷が可能です。※タッチパネルでの印刷は有料≫ </p>		
---	--	--

路政課（本庁舎第1別館3階）	TEL：042-769-8359	FAX：042-754-8490
<ul style="list-style-type: none"> ・市道（津久井・相模湖・藤野地区を除く）の認定幅員に関すること。 <p> ≪緑区（津久井・相模湖・藤野地区を除く。）、中央区、南区については、「さがみはら地図情報」（https://sagamihara.geocloud.jp/webgis/?p=1）で、認定路線網の閲覧及び印刷が可能です。≫ </p>		

5. 環境関係

下水道経営課（本庁舎第1別館2階）

TEL：042-707-1890

FAX：042-754-1068

- ・雨水桝設置基準に関すること。
- ・下水道の計画に関すること。

下水道料金課（本庁舎第1別館2階）

TEL：042-707-1829

FAX：042-754-1068

- ・排水設備（排水設備新設等確認申請）についての届出、指定工事店・責任技術者に関すること。
- ・下水道使用料、受益者負担金・分担金に関すること。
- ・個人設置浄化槽の設置及び管理の指導に関すること。

下水道保全課 相（本庁舎第1別館2階）

TEL：042-769-8270

FAX：042-754-1068

- ・下水道の維持管理に関すること。

下水道整備課 相（本庁舎第1別館2階）

TEL：042-707-7052

FAX：042-754-1068

TEL：042-707-7052

- ・公共下水道区域内の汚水ます設置に関すること。

津久井下水道事務所 城津湖藤（津久井総合事務所本館2階）

TEL：042-780-1409

FAX：042-784-7474

- ・公共下水道区域の汚水ます設置に関すること。
- ・公共下水道区域の排水設備に関すること。
- ・公共下水道に係る施工承認、物件設置許可に関すること。
- ・公共下水道の排水区域外使用許可に関すること。
- ・浄化槽処理促進区域内の市設置型浄化槽に関すること。
- ・個人設置浄化槽の届出等に関すること。
- ・農業集落排水に関すること。

環境保全課 相（本庁舎5階）

TEL：042-769-8241

FAX：042-753-9413

津久井地域環境課 城津湖藤（津久井総合事務所本館2階）

TEL：042-780-1404

FAX：042-784-7474

- ・特定建設作業、土地の形質変更、盛土・切土等の公害関係法令等に基づく申請・届出に関すること。

麻溝台環境事業所 相

TEL：042-747-1241

FAX：042-747-1242

橋本台環境事業所 相

TEL：042-772-0218

FAX：042-772-0219

津久井クリーンセンター 城津湖藤

TEL：042-784-2711

FAX：042-784-2199

- ・ごみ・資源集積場所の設置に関すること。

文化財保護課（本庁舎第2別館5階）

TEL：042-769-8371

FAX：042-758-9036

- ・文化財保護法に基づく届出等に関すること。
- ・相模原市文化財の保存及び活用に関する条例に基づく届出等に関すること。

河川課（本庁舎第1別館3階）

TEL：042-769-8273

FAX：042-769-5822

- ・河川法に基づく、準用河川鳩川、準用河川姥川、準用河川八瀬川の許可等に関すること。
- ・特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川（二級河川境川）流域内における雨水浸透阻害行為の許可に関すること。

水みどり環境課（本庁舎 5 階）

TEL： 042-769-8242

FAX： 042-759-4395

* 津久井・相模湖・藤野地区には該当地域なし

- ・首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区及び都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に関すること。

津久井地域環境課（津久井総合事務所本館 2 階）

TEL： 042-780-1404

FAX： 042-784-7474

* 城山・津久井・相模湖・藤野地区が該当地域

- ・神奈川県立自然公園条例による、自然公園区域内の行為の許可等に関すること。
- ・自然環境保全条例による、自然環境保全区域内の行為の届出に関すること。

6.産業・商業関連関係

産業・雇用対策課（本庁舎 5 階）

TEL： 042-769-9255

FAX： 042-754-1064

- ・商業地形成事業区域及びまちづくり協定に関すること。
（橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野駅周辺、淵野辺、上溝、小田急相模原、東林間、古淵、若松、相武台、南橋本及び相原二本松地区のまちづくりについて）
- ・大規模小売店舗立地法に基づく届出等に関すること。

創業支援・企業誘致推進課（本庁舎 5 階）

TEL： 042-769-9253

FAX： 042-754-1064

- ・工業地域及び準工業地域における、住宅開発時の工場の操業環境と居住環境の調整に関すること。

7.その他の関係

生活衛生課 相（ウェルネスさがみはら 4 階）

TEL： 042-769-9251

FAX： 042-750-3066

生活衛生課津久井班 城津湖藤（津久井保健センター 1 階）

TEL： 042-780-1413

FAX： 042-784-1222

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に基づく届出等に関すること。
- ・旅館業法に基づく許可等に関すること。

消防局 消防部予防課（全域）（消防指令センター4 階）

TEL： 042-751-9133

FAX： 042-786-2472

- ・消防法に関する事項及び相模原市火災予防条例に関すること。